

令和2年度に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の
届出をされる方へ

出生や死亡、死産があった場合や、婚姻・離婚をされた方にはそれぞれ「出生届」「死亡届」「死産届」「婚姻届」「離婚届」を市区町村の窓口届け出た



ています。届出は厚生労働省が実施している「人口動態調査」として、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の状況が調査され、調査結果は、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための重要な基礎資料としても活用されています。

令和2年度は、5年に一度実施される国勢調査の行われる年度にあたり、「人口動態調査（職業・産業）」も併せて実施することから、職業の記入も（死亡届には産業の記入）必要となりますので、届出される方のご協力をお願いします。

対象期間及び該当届書

令和2年4月1日～令和3年3月31日までの出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届書

調査方法

各届書の届出をする時に、それぞれ職業をご記入ください。

記入例

- ・医師・教員など・・・「専門・技術職」
- ・一般事務員など・・・「事務職」
- ・販売店員・営業職従業者など・・・「販売職」
- ・美容師・ホームヘルパーなど・・・「サービス職」

※死亡届にはこのほか、「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」といった産業の業種の記入も併せて必要になります。

※詳細については、町民課の窓口「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い（職業・産業例示表）」を備え付けていますので、ご参考の上、記入をお願いします。

☎ 町民課 住民・戸籍担当 内線256

家庭菜園にチャレンジしてみませんか？

町では、市民農園の利用者を募集しています。ご家族や杉戸に引っ越しをされた方々が、農と触れ合う場になっています。給水施設や、簡単な農具等がありますので、ご利用してみたいでしょうか？
ご興味のある方は、下記にお問い合わせください。
☎ 農業振興課 農業活性化担当 内線322

令和2年度 スポーツ安全保険のご案内

3月1日より公益財団法人スポーツ安全協会では、令和2年度スポーツ安全保険の加入受付を開始します。

対象 スポーツや文化活動等を行う4名以上の団体
対象となる事故範囲 団体管理下での活動中（国内）と団体活動へ往復中の事故等

掛金 中学生以下：800円／1,450円／11,000円
高校生以上：800円～11,000円
※活動内容により異なります。

保険期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
※4月1日以降の申込は加入依頼書を郵送した消印日と払込日のいずれか遅い日の翌日から有効。

償内容 傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険
※加入区分により保証金額は異なります。

申込方法 郵便局窓口で払い込み後、払い込み受付証明書を貼付した加入依頼書をスポーツ安全協会埼玉県支部へ郵送する。

※必ず、「スポーツ安全保険のしおり」又は「あらまし」をよく読んで、内容を確認してください。
※「スポ安ねっと」をご利用の場合はスポーツ安全協会のホームページをご覧ください。

加入依頼書配布場所 杉戸町教育委員会 社会教育課 スポーツ振興担当
☎ 公益財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部 ☎048（779）9580

すぎびよんカフェ

どなたでも気軽に参加できる「交流の場」です。地域の方、介護されている方、認知症の方、認知症の家族の方も…みなさんでほっと一息コーヒープレイクしませんか？

日時 3月13日(金) 10時～12時
場所 ウエルシア 杉戸倉松店

内容 認知症や健康・介護に関する個別相談、参加者同士の交流。お茶を飲みながら、リラックスした時間を過ごしましょう。
当日は「聞こえ（耳）の元気度チェック」ミニ講座も行います。聴力は40歳前後から弱まり始め、難聴になると認知症発症のリスクが高まるといわれています。早めのチェックで生涯元気な耳を保ちましょう。

参加費 無料 定員 10名程度（申込不要）
☎ 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302・303

令和2年 春の全国交通安全運動が実施されます

春の全国交通安全運動の実施期間は、4月6日(月)～15日(水)の10日間で、期間中の4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」となっています。

依然として歩行者の交通事故被害が目立つだけでなく、高齢運転者による重大事故も多発しています。

運動の重点項目には、「子どもを始めとする歩行者の安全の確保」が第一に掲げられ、新年度になり、入学や進級を迎える4月以降に小学生の歩行中の交通事故が増加する傾向にあることから、歩行者の安全確保を図る必要があることが強調されています。

事業所では通勤のマイカー・バイク、自社の営業車両が不用意に生活道路を走行したり、歩行者の多い場所で無理な運転をしないように指導しましょう。

運動の全国重点

- ①子どもを始めとする歩行者の安全の確保
 - ②高齢運転者等の安全運転の励行
 - ③自転車の安全利用の推進
- ☎ くらし安全課 交通・防犯担当 内線284

『固定資産税土地・家屋価格等縦覧帳簿』が見られます

令和2年1月1日現在で作成した、土地および家屋価格等縦覧帳簿を見ることができます。

日時 4月1日(水)～5月31日(日)
8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

場所 税務課資産税担当窓口（役場第3庁舎1階）
対象者 町内に所在する固定資産（土地・家屋）に対する固定資産税の納税者

持ち物 本人を確認できるもの（運転免許証等）
※代理の場合は納税者からの委任状、法人の場合は委任状に代表者印の押印が必要です。

☎ 税務課 資産税担当 内線245・246



町からの情報はコチラ

すぎとひろば

杉戸町役場 ☎0480（33）1111
町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲



町立学校給食センター運営審議会委員を募集します

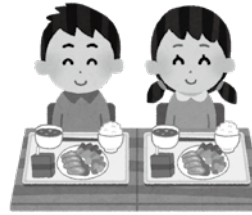
任期 令和2年5月1日～令和4年3月31日まで
報酬等 非常勤特別職としての報酬があります。

募集人員 3名
応募資格 町内在住の20歳以上の方で、学校給食に関心のある方

応募方法 応募用紙に必要な事項を記入の上、応募動機を原稿用紙2枚程度にまとめ、学校給食センターまで持参又は郵送ください。

応募用紙 各公民館及び教育総務課で配布
応募期間 3月23日(月)～4月17日(金)まで（当日消印有効）

選考方法 書類審査
☎ 〒345－0013 杉戸町大字椿349番地 学校給食センター ☎（36）7050



不動産公売のお知らせ

町税の滞納処分として差押した物件の公売を実施します。詳しくは、税務課徴収担当までお問い合わせください。物件の情報は町ホームページからもご確認いただけます。

【物件】
所在 栃木県小山市駅南町二丁目2番5
地目 宅地 地積 470.98㎡ 持分 9分の8
見積価額 11,270,000円
公売保証金 1,200,000円

【入札】
日時 4月14日(火) 14時～14時30分
場所 杉戸町役場 本庁舎3階 第1会議室
☎ 税務課 徴収担当 内線433

国民健康保険の手続きについて

職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度に加入している方、及び生活保護を受けている方以外の方の方は国民健康保険に加入することになります。職場の健康保険に加入・脱退した場合は、国民健康保険の手続きが必要になりますので、必ず役場へ届出をお願いします。

また、国民健康保険加入世帯で、修学のため杉戸町外に転出する独自に生計を立てていない学生は、杉戸町の国民健康保険に継続して加入することになります。該当する方は、在学を証明する書類（学生証等）をお持ちになり、国民健康保険担当へ申請してください。
☎・☎ 町民課 国民健康保険担当 内線257・457

人権それは 愛 ハンセン病家族補償法が成立しました ～偏見や差別のない社会を目指して～



ハンセン病患者の家族に対し、1人当たり最大180万円の補償金を支給するハンセン病家族補償法が、令和元年11月に成立しました。法律では、国の責任を明確にするために、前文に、「国会及び政府は、深くおわびするとともに、ハンセン病患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。」などと記しています。また、ハンセン病をめぐる差別の解消に向けた啓発を行うため、名誉回復の対象に「家族」を加える改正ハンセン病問題基本法も成立しました。

ハンセン病は、感染力が弱く遺伝することはありません。また、早期発見と適切な治療により確実に治すことができます。ハンセン病患者は、治療中でも治療終了後も社会で共に働き、学び、いっしょに過ごすことができます。

しかし、かつて患者を強制的に療養所へ隔離する政策がとられていたことなどから、人々の間に怖い病気として定着してしまい、患者はもとよりその家族も結婚や就職を拒まれるなど、強い偏見や差別を受けてしまいました。今なお、社会における偏見や差別は解消されておらず、そのために療養所の外で暮らすことに不安があり、安心して退所できないという入所者もいます。

ハンセン病について一人ひとりが正しい知識と認識を持ち、偏見や差別をなくし、患者や元患者の方々を温かく迎え入れる社会を実現しましょう。

問合せ 社会教育課 人権教育担当 内線482／人権・男女共同参画推進課 人権担当 内線217

